

Podcast Series: Tokyo Antitrust & Competition Group

Antitrust & Competition Situation Room

英国インタビューサマリー

1. 英国競争当局(CMA)は、不可欠な商品又はサービスの特定の業者の協働を可能にするために、競争法の要件を一時的に緩和する3つの除外命令を発した。健康サービス業、食品チェーン及び物流業、並びにワイト島のフェリー運航者が適用対象だ。また、CMAは、全産業に向け、競合事業者間の提携を、一時的である、物資の供給に不可欠であるなど一定の要件を満たす場合、執行対象としないとする指針を示した。ただし、競争法の執行が緩められるわけではなく、需要が高く供給が乏しい製品に関する暴利行為などは、高い可能性で執行措置の対象となる。
2. CMAは、カルテルの摘発に注力しており、2019年には、価格拘束等で3件の決定(オフィスの設計・建築・内装部門、プレキャストコンクリート排水産業、及び住宅用不動産代理店部門)を行った。2019年の制裁金の合計は4,500万ポンド近くにのぼる。近年、CMAは、個人に対する制裁である役員資格喪失命令を活用している。また、競争法コンプライアンスの認識を高めるキャンペーンを行い、報告者への報奨金制度で、カルテルの報告の増加を推進している。
3. CMAは、供給・物流における垂直関係での執行にも積極的だ。再販価格維持及びオンライン販売に注力し、ゴルフ用品、楽器、電子楽器の分野で調査が行われた。EUとは異なり、英国では、再販価格維持についてもリニエンスが利用可能であり、和解の減額20%に加え、リニエンスの減額60%が認められた例がある。
4. 英国における企業結合届出は、電子申請で行われる。届出は任意であり、クリアランス取得前に取引を完了させることも可能である。現在のような状況でも企業結合制度は通常通り機能しており、CMAは、結合を進行させないための「分離維持」命令を課すことがある。興味深いのは、CMAが、AmazonによるDeliverooの持ち分の買収に関して、新型コロナウイルスの直接の影響を受けた倒産を防ぐための買収であるという主張を受け入れた。他方で、情報請求に対する回答を怠ったり、誤解を招く情報を提供した等の手続的な違反に対する厳格な執行する動向も明らかになっている。
5. 英国は2020年1月31日にEUを離脱し、2020年12月31日まで続く移行期間に入った。移行期間中は、EU競争法及びEU企業結合制度が引き続き適用される。移行期間後は、行為が英国内及びEU加盟国間の取引に影響を及ぼす場合は、CMAと欧州委員会の双方が同時に調査を行う可能性がある。